

平成二十六年六月二十四日受領
答弁 第一二三二二号

内閣衆質一八六第二三二号

平成二十六年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する第三回質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する第三回質問に対する答

弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十六年六月三日内閣衆質一八六第一七七号。以下「先の答弁書」という。）一から五まで、八及び九については、田中原子力規制委員会委員長が御指摘の「吉田調書」を読んでいないことを前提としてお答えしたものである。また、先の答弁書は、内閣官房において起案し、内閣官房においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

三及び四について

先の答弁書六についてでお答えしたとおり、吉田昌郎氏からのヒアリング結果は公開しないこととして、いるため、朝日新聞社に対し、お尋ねの「問い合わせ」は行っていない。

五について

お尋ねの「「吉田調書」に書かれてあるとされている職員の撤退等の対応のまずさ」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

先の答弁書一から五まで、八及び九についてでお答えしたとおりである。